

## 日本学術会議会員候補者の任命拒否に抗議する立命館大学文学部教員有志の声明

第 25 期日本学術会議会員の選定にあたり、日本学術会議が推薦した会員候補者 105 名のうち 6 名の任命を首相が拒否したことが明らかになりました。このことは、学術の独立性に鑑み、日本学術会議の「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」（第 7 条 2）と定めた日本学術会議法を踏み破る、違法な行為と言わざるを得ません。

学問の自由を保障するため、日本学術会議は、政府から独立して職務を行う「特別の機関」として定められています。今回の任命拒否には、明確な恣意性が認められます。時の政府が特定の見解に基づき恣意的に学術に介入することは、憲法第 23 条によって規定された学問の自由を損なうものであり、違憲の疑いも指摘しなければなりません。

憲法第 23 条の学問の自由の規定は、政府が大学の自治や思想学説の自由に介入した過去の歴史に鑑みて定められたものであり、私たち、教育研究に携わる者は、これをゆるがせにする動きを決して許すべきではないと考えます。

私たちが属する立命館学園は、こうした過去の歴史の反省に立って「平和と民主主義」の教学理念を掲げています。私たちは、この学園の一員として、今回の日本学術会議会員候補者の任命拒否に強く抗議する責務を感じています。

また、任命を拒否された候補者には、同じ学園の構成員である法科大学院の現職教員が含まれるほか、任命を拒否された候補者のすべてが、人文・社会科学の研究者であり、立命館学園において人文科学の研究に従事する私たちにとって、この任命拒否は、自分自身の研究分野と研究の場の健全な発展を阻害するものであると危惧します。

私たちは、学問の自由を損なうおそれのある違法な任命拒否に抗議し、経過の開示と会員候補者全員の任命を求めます。また、この違法な措置を撤回させるために、立命館学園の全構成員、学園内外の大学人、市民の幅広い連帯を呼びかけます。加えて、立命館総長はじめ、責任ある役職にある方々が、抗議の意思を表明されることを訴えるものです。

2020 年 10 月 14 日

（賛同者）

伊勢俊彦（文案起草）

木立雅朗

田中 聡

庵途由香

石井真美子

辻 敦子

佐々木 冠

吉田恭子

山内清郎

美川 圭

三須祐介

西林孝浩

有田節子

小川真和子

東島 誠

鷹取祐司

宇野木 洋

大田壮一郎

土肥秀行・連絡係 [hidetoi@fc.ritsumei.ac.jp](mailto:hidetoi@fc.ritsumei.ac.jp)

ほか 全 20 名